

平成 18 年 No.20

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の一部変更及び学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年 3 月 23 日 事務協議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成18年3月24日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成18年規則第10号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則（平成16年規則第4号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の一部変更及び学生相談支援センターの設置に伴い、  
所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 企画調査室の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(4) 大学の点検評価に関すること。</p> <p>(5) 学内の教育研究組織の整備に関すること。</p> <p>(6) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p>(7) 現職教育講習に関すること。</p> <p>(8) 指定教員養成機関に関すること。</p> <p>(9) 科学研究費補助金（経理課及び契約課の所掌に属するものを除く。）等、研究助成の応募等に関すること。</p> <p>(10) 産業界等との研究協力に関すること。</p> <p>(11) 内外諸機関の学術奨励事業に関すること。</p> <p>(12) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。</p> <p><u>(13) 研究員の派遣及び受入れに関すること。</u></p> <p><u>(14) 指定統計調査及び報告に関すること。</u></p> <p><u>(15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(学生サービス課)</p> <p>第17条 学生サービス課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学生に対する奨学金、入学料及び授業料の免除等並びに経済援助に関すること。</p> <p>(2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。</p> <p>(3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。</p>	<p>[省略]</p> <p>(企画課)</p> <p>第8条 企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 企画調査室の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(4) 大学の点検評価に関すること。</p> <p>(5) 学内の教育研究組織の整備に関すること。</p> <p>(6) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p>(7) 現職教育講習に関すること。</p> <p>(8) 指定教員養成機関に関すること。</p> <p>(9) 科学研究費補助金（経理課及び契約課の所掌に属するものを除く。）等、研究助成の応募等に関すること。</p> <p>(10) 産業界等との研究協力に関すること。</p> <p>(11) 内外諸機関の学術奨励事業に関すること。</p> <p>(12) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。</p> <p><u>(13) 在外研究員に関すること。</u></p> <p><u>(14) 研究員の派遣及び受入れに関すること。</u></p> <p><u>(15) 指定統計調査及び報告に関すること。</u></p> <p><u>(16) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(学生サービス課)</p> <p>第17条 学生サービス課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学生に対する奨学金、入学料及び授業料の免除等並びに経済援助に関すること。</p> <p>(2) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。</p> <p>(3) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関すること。</p>

- (4) 学生相談、学生支援等に関する事。
- (5) 学生健康診断及び保健施設の管理運営に関する事。
- (6) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (7) 学生課外教育に関する事。
- (8) 学生及び学生団体の指導に関する事。
- (9) 課外活動施設の管理に関する事。
- (10) 学生のボランティア活動に係る支援に関する事。
- (11) キャンパス通信の作成及び発行に関する事。
- (12) 学生相談支援センターに関する事。
- (13) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

[省略]

(課に置く室長)

第30条 [省略]

(専門職員)

第31条 [省略]

(係長)

第32条 [省略]

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- (4) 学生相談、学生支援等に関する事。
- (5) 学生健康診断及び保健施設の管理運営に関する事。
- (6) 学生旅客運賃割引証に関する事。
- (7) 学生課外教育に関する事。
- (8) 学生及び学生団体の指導に関する事。
- (9) 課外活動施設の管理に関する事。
- (10) 学生のボランティア活動に係る支援に関する事。
- (11) キャンパス通信の作成及び発行に関する事。
  
- (12) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (13) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関する事。

[省略]

(課に置く室長)

第30条 [省略]

(専門員)

第31条 課に、専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。

(専門職員)

第32条 [省略]

(係長)

第33条 [省略]

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部改正について

改正理由：事務組織（企画課、人事課、財務課、学生サービス課）の一部変更及び  
学生相談支援センターの設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕 （企画課（広報室））</p> <p>第2条 企画課に、専門職員及び次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) 企画係 (2) 点検評価係 (3) 社会連携係 (4) 研究助成係</p> <p>2 広報室に、広報係を置く。</p> <p>〔省略〕 （財務課）</p> <p>第6条 財務課に、<u>専門職員</u>及び次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) <u>総務・管財係</u> (2) 財務管理係 (3) 決算係</p> <p>〔省略〕 （学生サービス課（就職支援室））</p> <p>第11条 学生サービス課に、専門職員及び次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) 厚生企画係 (2) <u>学生生活・奨学係</u> (3) 課外教育・学寮係</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>【企画課（広報室）】</p> <p>（専門職員（大学評価担当））</p> <p>第22条 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕 （企画課（広報室））</p> <p>第2条 企画課に、<u>専門員</u>、専門職員及び次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) 企画係 (2) 点検評価係 (3) 社会連携係 (4) 研究助成係</p> <p>2 広報室に、広報係を置く。</p> <p>〔省略〕 （財務課）</p> <p>第6条 財務課に、次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) <u>総務係</u> (2) 財務管理係 (3) 決算係 (4) <u>管財係</u></p> <p>〔省略〕 （学生サービス課（就職支援室））</p> <p>第11条 学生サービス課に、専門職員及び次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) 厚生企画係 (2) <u>学生生活係</u> (3) 課外教育・学寮係 (4) <u>育英奨学係</u></p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>（<u>専門員</u>）</p> <p>第22条 <u>専門員は、大学の点検評価に関する専門的事項をつかさどる。</u> （専門職員（大学評価担当））</p> <p>第23条 〔省略〕</p>

(専門職員 (科学研究費等担当) )

第23条 専門職員 (科学研究費等担当) は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 科学研究費補助金 (経理課及び契約課の所掌に属するものを除く。) 等、研究助成の応募等に関すること。
- (2) 内外諸機関との受託事業に関すること。

(企画係)

第24条 企画係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 学内の教育研究組織の整備に関すること。
- (3) 企画調査室の業務に関し、連絡調整すること。
- (4) その他専門職員及び他の係の所掌に属さないこと。

(点検評価係)

第25条 [省略]

(社会連携係)

第26条 [省略]

(研究助成係)

第27条 研究助成係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 産業界等との研究協力に関すること。
- (2) 知的財産 (財産管理に関するものを除く。) に関すること。
- (3) 研究員の派遣及び受け入れに関すること。
- (4) 動物実験等及び遺伝子組換え実験に関すること。
- (5) その他研究助成に関すること。

(広報係)

第28条 [省略]

【人事課】

(専門職員 (職員採用試験担当) )

第29条 [省略]

(専門職員 (給与分析担当) )

第30条 専門職員 (給与分析担当) は、給与の分析及び給与制度に関する事務を分掌する。

(人事係)

第31条 [省略]

(企画係)

第24条 企画係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 学内の教育研究組織の整備に関すること。
- (3) 企画調査室の業務に関し、連絡調整すること。
- (4) その他専門員、専門職員及び他の係の所掌に属さないこと。

(点検評価係)

第25条 [省略]

(社会連携係)

第26条 [省略]

(研究助成係)

第27条 研究助成係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 科学研究費補助金 (経理課及び契約課の所掌に属するものを除く。) 等、研究助成の応募等に関すること。
- (2) 産業界等との研究協力に関すること。
- (3) 内外諸機関との学術奨励事業に関すること。
- (4) 知的財産 (財産管理に関するものを除く。) に関すること。
- (5) 在外研究員に関すること。
- (6) 研究員の派遣及び受け入れに関すること。

(広報係)

第28条 [省略]

(専門職員 (職員採用試験担当) )

第29条 [省略]

(人事係)

第30条 [省略]

(給与係)

第32条〔省略〕

(給与支給・共済組合係)

第33条〔省略〕

(職員係)

第34条〔省略〕

(福祉係)

第35条〔省略〕

[以下、現行の第35条から第41条まで1条ずつ繰り下げる。]

**【財務課】**

(専門職員(不動産管理・運用担当))

第43条 専門職員(不動産管理・運用担当)は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 不動産等の維持及び管理に関すること。

(2) 不動産等の取得、処分等に関すること。

(総務・管財係)

第44条 総務・管財係は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関すること。

(3) 会計機関の設置及び命免に関すること。

(4) 財務会計制度の調査に関すること。

(5) 寄附金の総括事務に関すること。

(6) 学内の警備取締りに関すること。

(7) 不動産等の使用及び貸付けに関すること。

(8) 土地及び建物の借入れに関すること。

(9) 職員宿舎の維持及び管理に関すること。

(10) 安全管理に関すること。

(11) その他他の係及び財務部の他の課の所掌に属さないこと。

(財務管理係)

第45条〔省略〕

(決算係)

第46条〔省略〕

(給与係)

第31条〔省略〕

(給与支給・共済組合係)

第32条〔省略〕

(職員係)

第33条〔省略〕

(福祉係)

第34条〔省略〕

(総務係)

第42条 総務係は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 財務会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(2) 財務会計に関する諸規程等の制定及び改廃に関すること。

(3) 会計機関の設置及び命免に関すること。

(4) 財務会計制度の調査に関すること。

(5) 寄附金の総括事務に関すること。

(6) 学内の警備取締りに関すること。

(7) その他他の係及び財務部の他の課の所掌に属さないこと。

(財務管理係)

第43条〔省略〕

(決算係)

第44条〔省略〕

(管財係)

第45条 管財係は、次の各号に定める事務を分掌する。

(1) 不動産等の維持及び管理に関すること。

(2) 不動産等の取得、処分等に関すること。

(3) 不動産等の使用及び貸付けに関すること。

[以下、現行の第46条から第65条まで1条ずつ繰り下げる。]

**【学生サービス課】**

(専門職員(学生支援担当))

第67条 専門職員(学生支援担当)は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 学生相談及び学生支援に関する事。
- (2) 学生の健康診断及び保健管理に関する事。
- (3) キャンパス通信の作成及び発行に関する事。
- (4) 学生相談支援センターに関する事。

(厚生企画係)

第68条 [省略]

(学生生活・奨学係)

第69条 学生生活・奨学係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 学生に対する入学科及び授業料の免除等経済援助(国際課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (2) 学生の賞罰に関する事。
- (3) 学生生活の指導及び安全に関する事。
- (4) 通学証明書等諸証明の発行に関する事。
- (5) 学生生活の実態に関する調査・統計に関する事。
- (6) 拾得物、遺失物、盗難等の届けに関する事。
- (7) 学生に対する日本学生支援機構奨学金に関する事。
- (8) 学生に対する地方・財団等の奨学金(国際課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (9) 学生教育研究災害傷害保険に関する事。
- (10) その他学生の経済支援に関する事。

(課外教育・学寮係)

第70条 [省略]

- (4) 土地及び建物の借入れに関する事。
- (5) 職員宿舎の維持及び管理に関する事。
- (6) 安全管理に関する事。

[省略]

(専門職員(学生支援担当))

第66条 専門職員(学生支援担当)は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 学生相談及び学生支援に関する事。
- (2) 学生の健康診断及び保健管理に関する事。
- (3) キャンパス通信の作成及び発行に関する事。

(厚生企画係)

第67条 [省略]

(学生生活係)

第68条 学生生活係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 学生に対する入学科及び授業料の免除等経済援助(国際課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (2) 学生の賞罰に関する事。
- (3) 学生生活の指導及び安全に関する事。
- (4) 通学証明書等諸証明の発行に関する事。
- (5) 学生生活の実態に関する調査・統計に関する事。
- (6) 拾得物、遺失物、盗難等の届けに関する事。

(課外教育・学寮係)

第69条 [省略]

(育英奨学係)

第70条 育英奨学係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 学生に対する日本学生支援機構奨学金に関する事。
- (2) 学生に対する地方・財団等の奨学金(国際課の所掌するものを除く。)に関する事。
- (3) 学生教育研究災害傷害保険に関する事。



[省略]

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) その他学生の経済支援に関すること。

[省略]